

令和5年度特定健診実施率向上対策事業委託仕様書

1 業務の目的

データを活用した特定健診の未受診者に向けた効率的・効果的な施策を立案し、実施することで特定健診実施率の向上を図る。

2 業務の名称

令和5年度特定健診実施率向上対策事業

3 委託期間

契約を締結した日から令和6年3月29日（金）まで

4 事業対象市町村

特定健診実施率令和2年度実績値で60%に達していない以下の21市町村を想定。

	市町村名	特定健診対象者数	実施率
1	宮崎市	61,389人	25.4%
2	都城市	26,326人	48.8%
3	延岡市	20,723人	37.6%
4	日南市	9,165人	42.5%
5	小林市	8,418人	37.4%
6	日向市	9,887人	33.4%
7	串間市	3,643人	34.3%
8	西都市	6,440人	32.6%
9	えびの市	3,919人	42.9%
10	三股町	3,778人	41.1%
11	高原町	1,947人	43.5%
12	国富町	3,982人	37.1%
13	綾町	1,552人	44.4%
14	高鍋町	3,558人	39.7%
15	新富町	3,121人	38.8%
16	木城町	932人	48.7%
17	川南町	3,268人	37.3%
18	都農町	2,323人	45.0%
19	門川町	3,064人	33.8%

20	高千穂町	2,596 人	48.5%
21	五ヶ瀬町	826 人	55.9%

5 業務委託の内容

(1) 事業計画書の作成

契約締結後、速やかに事業計画書を作成する。計画は企画提案した内容に基づくものとし、市町村ヒアリングの時期、受診勧奨の実施時期、宮崎県（以下「県」という。）からのデータ提供希望時期など詳細なスケジュールを記載すること。

(2) 受診勧奨業務

受診勧奨対象者の抽出方法を県に提示し了解を得た後、対象者に対し次のとおり受診勧奨を実施する。なお、県から除外対象者が示された場合には、その者は対象者から除外する。

ア 印刷発送の回数

年度内 2 回以上

イ 通知物の内容

通知物（受診勧奨用資材）については、他自治体の受診勧奨事業において効果・実績があったものを参考に決定する。

ウ 通知物の印刷

圧着形式のハガキ又はリーフレット、単版はがき形式等で通知物を印刷する。また、県が提供する情報を基に送付対象者の郵便番号、宛先、宛名を印刷する。

エ 通知物の宛名印字、送付等

宛名印字に関しては漢字またはカナ印字で行う。また、漢字印字を行う際、外字対応ができない場合は原則カナ印字で発送対応を行う。

送付については、送付先の誤り等がないよう個人情報保護について適切な処置がされた方法のうち、最小限の費用で実施できる方法を選定すること。

オ 通知物の校正

通知物の印刷内容に関して、県に事前に校正の確認を行う。

カ 受診勧奨対象者の最終決定

県が提供する既健診受診者などの通知除外対象者となる情報を基に、最終的な勧奨対象者に発送を行う。除外対象者の情報は、原則発送日の 2 週間前までの授受とする。それ以降の勧奨対象者の変更は行わない。

キ サンプル納品

通知物発送後速やかに、県及び対象市町村に対しサンプルを納品する。

(3) 受診勧奨実施結果の分析・報告業務

委託期間が終了するまでに、委託期間中の最新の受診結果データに基づく、受診勧奨事業実施による受診率の変化等について効果検証を実施し、その結果を報告する。

上記効果検証を基に、次年度以降に実施すべき受診勧奨業務の有効な施策について、提案を行う。

6 個人情報保護

個人情報等の取扱いについては、契約締結時に取り交わす「個人情報取扱特記事項」によるものとする。

7 留意事項

- (1) 本事業の実施にあたっては、厚生労働省の都道府県国保ヘルスアップ支援事業を財源として活用することを想定しているため、当該交付金の活用を前提とした企画を提案すること。
- (2) 本事業の実施にあたっては、県及び関係機関（宮崎県国民健康保険団体連合会、市町村等）と十分な連携を図ること。
- (3) 通知物が、宛先人不明等の理由から不着として受注者に返送された場合、委託業務完了後に原則廃棄を行う。